

運動部活動に係る活動方針

【運動部活動基本方針】

本方針は、「部活動等の在り方に関する方針（改訂版）令和３年１２月沖縄県教育委員会」に則り、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

【適切な運営のための体制整備】

- （１）運動部顧問は、年間の活動計画（参加予定大会日程等）並びに活動実績（大会成績）を作成し校長へ提出する。提出後校長は、本方針及び上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。
- （２）生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- （３）運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係わる体制の構築を図る。

- (4) 校長は、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

【合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進ための取組】

ア 校長、運動部顧問及び指導者は、運動部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

【適切な休養日の設定及び活動時間】

- (1) 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日〔以下「週末」という〕は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 完全下校時間は、夏季は午後8時00分、冬季は午後7時30分とする。学校の休業日(学期中の週末を含む)は、午後7時とする。

令和2年4月1日より運用

令和4年1月1日一部改訂

